

『ブールス条例』発布の動因

津 川 正 幸

1

明治20年5月14日勅令第11号取引所条例は¹⁾、第1章総則第1条に、

取引所ハ商業上ノ取引ヲ便利ニシ市価ヲ平準ニシ商業上公正直実ノ風ヲ養成シ商業上ノ慣習ヲ統一維持シ須要ノ報道ヲ伝播シ及取引所会員ノ間ニ生スル争論ヲ仲裁スルヲ以テ目的トシ商業上便宜必要ノ地方ニ於テ其地方ノ商人農商務大臣ノ特許ヲ得テ設立スルモノトス

との取引所の法律的定義ともいうべき条文を唱い、あともぎきにもその例をみない体裁をもつ条例であるが、このような規定は、お雇い外国人ヘルマン・ロエスレル（ドイツ人）が明治14年に起草した旧商法草案第503条、「相場会所ハ相場会所仲立人ノ媒介ニ依リ相場会所規則ニ従テ商業取引ヲ為ス所ノ公場ト為ス」の条文と、「相場会所ノ利益ハ第一ニ商業ヲ一致ニ幅湊セシメ能ク市場ノ現況及ビ商業航海ノ形情ヲ収攬シテ普ク世ニ知ラシメ以テ大イニ商業ヲシテ容易ナラシメ且進歩セシムルニ在リ又会所規則ノ説立ヲ以テ取引結約ヲ確定普通ノ原則に依ラシメ以テ私意ノ放恣變転ヲ防歎ス是レ無数ノ争論ヲ未発ニ防キ商業ノ全面ニ鞏固静穩ヲ致スノ效アリ」との説明文に密接な関係があることが指摘されている²⁾。

1) 小谷勝重著『日本取引所法制史論』1120ページ

2) 福田敬太郎著『取引所論』22ページ

ところで、このように先例をみない法律的定义を冒頭にかかげた『取引所条例』の意図したこと、すなわち政府の取引所改革の目的と要旨は何であったか。

結論的にいえば、それは取引所組織の改革と売買仕法の改革の2点であって、前者は従来の株式組織を会員組織に改め、「株主の利益を計ることを専らとし、公衆の利便を顧みない株式組織の弊」を取りのぞこうとしたことであり、後者は、従来の定期取引—投機取引主導型の仕法を、直取引—現物取引主導型の仕法に改め「博奕同様の取引をおこなう、狡猾にして貧困な仲買人の品位の向上」をはかろうとしたものである。

このことは、『取引所条例』第1章総則第3条、第2章会員、第5章売買取引第27条に端的に規定されているが、条例発布以前に、すでにそのことは元老院会議において明らかにされていた。すなわち、明治20年4月27日取引所条例案第1回本会議において、禁傍聴の会議であったが、法制局参事官岩崎小二郎内閣委員の説明によれば³⁾

「要スルニ相場会所ハ其運用ノ如何ニ因リテ利益ト為リ、又ハ害惡ト為ルノミ、故ニ善ク之ヲ運用スルトキハ非常ノ利益ヲ生スルハ疑フ可ラス、是レ此案ヲ以テ今日マテ頗ル運用ヲ誤レル組織法ヲ改良セントスル所以ナリ、就テ本条例ノ要旨ヲ挙レハ二個ノ主眼アリ、其他細目ニ至テモ必要ナル者極メテ多シ然ルモ一々之ヲ挙レハ其言冗長ニ涉ラン事ヲ恐レ今只ニ要点ノミヲ述ヘン、諸テ第一ノ要点ハ今日ノ如ク株主ヲ以テ構成セル取引所ヲ廢シテ商業社会ノ共同会所ニ改メ從來投機者流ノ巢窟タリシヲ變シテ実業商人ノ集会スル取引所ト為シ、以テ本案第一条ニ掲クル目的ヲ達シ本邦ノ商業ヲ振起セシメントスルニ在リ、又其第二点ハ売買法ヲ改良スルニ在リ、現今本邦相場会所ニ行ハルル売買法ハ一種不可思議ナル者ニシテ殆ント博奕ニ類似スレハ之ヲ一掃ニ付シテ真成ナル実物ノ売買法ヲ設クルヲ要スルニ在リ、今ヤ第一ノ要点即チ組織法ヲ變更ス可キ理由ノ大略ヲ述ヘル以前ニ少シク本邦相場会所ノ沿革ヲ言ハン、此相場会所ハ商業上ノ必要ヨリ自然ニ成立セル者ニシテ旧幕時代ニ於テモ運輸交通ノ不便ヨリ米価ノ不平均又ハ大高下ヲ来タシ人民ノ困難ヲ受クルヲ救ハン為メニ元禄享保年間大阪堂島ニ米相場所ヲ設立スル事ヲ大阪町奉行ニ特許シタリ、是本邦ノ歴史上ニ載見セル相場会所ノ起源ナリ」と。

3) 加藤福太郎編『取引所史料』221ページ 元老院会議筆記第541号

「従来投機者流ノ巢窟」であり、「一種不可思議ナル者ニシテ殆ント博奕ニ類似ス」るものを一掃して真成なる実物の売買法にするという考えで、元禄享保期の堂島米相場を免許した理由を「人民ノ困難ヲ受クルヲ救ハン為メ」との理由づけに皮層的な解釈の誤りがあることもさることながら、いわゆる「不実商い」と看做す態度は、なんら旧幕時代の考え方と異なるところはない。さらに続けて、岩崎委員の説明によると、株式組織の欠点は

「今日ノ株式取引所及米商会所ハ概ネ九年第百五号（米商会所条例）十一年第八号（株式取引所条例）ノ条例ヲ遵奉スル者トス、去ナカラ此条例ニ拠テ設立セル株式取引所及ヒ米商会所ハ悉皆株主組織ヲ以テ成立ス、試ミニ米商会所ニ就テ之ヲ言ヘハ、一粒ノ米穀ヲモ売買セサル人ニシテ株主ト為リ、又株主ト為リテ多数ノ株式ヲ有スレハ直ニ会所ノ役員ト為ル事ヲ得ルナリ、左レハ其ノ役員ハ自己ニ関係ナキ商業ノ取引ヲ為ス者ニシテ其形跡タル実物ノ売買ニ関係ナクシテ真正ナル売買者ノ「ウハマヘ」ヲ取ルニ外ナラス、鄙喩ヲ以テ之ヲ言ヘハ博奕打ノ親分ト称スル者カ坐シテ「ウハマヘ」ヲ取ルト同一ナリト為スモ過言ニ非ス、此ノ如キ事情ナルヲ以テ株主ハ手ヲ懐ロニシテ非常ノ利益ヲ博シ商業世界ノ利害ニ至テハ恰モ馬耳東風ノ如ク、毫モ之ニ心ヲ留メス只其株式ニ対スル割賦金ノ多キヲ望ムヨリシテ専ラ売買取引ノ盛大ニシテ手数料ヲ収ムルノ多キヲ図ルニ汲々タルノミ、云々」

とにかく、博奕打の親分と同様に、坐して「ウハマヘ」をはねる輩が株主であり、少数の株主に利益を壟断私有させることは、黙して看過すべきでないとして判断するわけである。そうとすると、何処の例にならって、その組織を改良するか欧米諸国の事例を列挙し、まず英国ロンドンの株式取引所の例をあげ、

「其後英国ハ商業進歩ノ程度殊ニ著シクシテ非常ニ盛大ヲ致シ、其盛大ヲ致スニ随ヒテ取引所モ亦非常ニ盛大ヲ致シ、彼ノ数人ナル家屋所有者ハ幾ント株式組織ト同種ノ形状ヲ為シ数人ニテ其株ヲ所有シタリシカ輒近其持株ハ実ニ驚クヘキ価格ニ上レリ、是所謂ル根柢深遠枝葉繁茂シ其勢力幾ント動カス可ラサルニ至ル、是ニ於テ英国政府ハ之レカ改良ニ注目シ屢ハ会議ヲ開キテ種々ノ考案ヲ凝センモ機会已ニ去レルヲ以テ復タ奈何トモスル能ハス、然ルニ幸ニ四五年前ニ於テ与論ノ為メニ刺衝セラレ、其大分ノ若干株ヲ四千株ニ小分シ購買者一人十株以上ヲ有スルヲ得スト定メ、以テ、辛ウシテ壟断専有ノ弊患ヲ減スル事ヲ得タリ」⁵⁾

4) 加藤編 前掲書

5) 加藤編 前掲書

次に米國ニューヨークの商品取引所は、

「其初メ株式組織ヲ以テ成立シ數人ニテ一家屋ヲ建設シ此処ニ於テ取引ヲ為スノ有様ナリシモ、其弊害ノ多キ為メニ社員ヨリ金円ヲ募集シテ遂ニ其株ヲ買潰シタレハ現今ハ一般會員ノ共同組織ト為レリ、然ルニ其會員ニ限數ヲ立ツルヲ以テ適切ノ引例ト為ス可ラサルモ其共同組織ニ改メシハ固ヨリ差違ナシ、且別ニ紐育府ニ株式取引所ヲ設置スルモ是レ素ヨリ會員一般ノ共同物ニシテ決シテ壟斷ノ弊害ヲ生セス」⁶⁾。

次に、フランスパリの「ブールス」は、

「巴里府ノ「ブールス」ノ組織ハ歴史上ニ徴スヘキ者ナルカ、今日ニ至テハ其建物ハ府民ノ共有物ト為リ府庁之ヲ管理ス、然ルニ是ヨリ先キ巴里府ノ「ブールス」ハ仲買人ノ定員ヲ六十名ト定メタリシカ故ニ其取引ノ事業ハ自然ニ仲買人六十名ノ持株ト為リ、商業ノ盛大ニシテ取引ノ活潑ナルニ随ヒ其仲買人一名ノ収ムル一年ノ口錢ハ貳拾万円ノ多キヲ致シ、仲買株ノ売買ハ幾ント四五拾万円ニモ騰貴シ、其利益ハ全ク仲買人ノ壟斷ニ歸シ既ニ黙過ニ付スル可ラサルヲ以テ佯國政府ハ斷然ニ仲買株ヲ買潰シテ其組織ヲ變シ現今ハ定員ヲ置カスシテ占有ノ弊害ヲ一掃セリ」⁷⁾。

最後にドイツ・ベルリンの取引所事例をあげて、

「初メヨリ政府ノ法令ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ經タル者ニシテ其組織ハ純然タル共有公同ニ係レリ、此組織タル歐米諸國ノ制ニ於テ最モ完全ナル者ナリ、即チ本案ノ如キモ重モニ伯林取引所ノ構成ニ倣ヒ、龍動取引所巴里取引所ノ覆轍ヲ避ケント欲スルニ在リ」⁸⁾。

と結び、ドイツ・ベルリン取引所の構成によることによって、英仏の前車の轍をさけようとの配慮が、元老院會議の各議官の賛同が得られるものと説明している。

この説明が、後に「ブールス条例」は、パリ取引所に倣って、あるいはベルリン取引所に倣ってとの議論のわかれるところとなるが、同条例発布後のいわゆる「ブールス論」紛起の盛んなるにあたり、明治21年井上馨農商務大臣就任の後に、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギーに取引所調査委員として派遣された南貞助商務局次長、小川為次郎東京米商会所肝煎、相良剛造東京株式取引所肝煎、小野友次郎東京株式取引所株主総代および飯田旗郎、杉

6) 加藤編 前掲書

7) 加藤編 前掲書

8) 加藤編 前掲書

山孝平、植村俊平、諸葛小弥太ら諸氏の調査報告ともいふべき、編著『ブールス』⁹⁾において、

「編者のブールスを調ぶるや大様二種に別て着手したり、曰く会所の組織、曰く売買の方法是れなり、組織は国に由て同じからず、仏国にして始めて仏国の組織あり、英国にして始めて英国の組織あり、彼れを以て直に此れに移す可きに非ざれば、会所其者に関する法令規則を調査したる外に、又各地方経済の事情をも問ひしことなれども、売買即ち取引受渡或は決算の方法に至ては、各国互に他の便を模して殆んど大同小異なるが故に、巴里ブールスの売買方法を詳にして云々」

「巴里のブールスは株式ブールスと商品ブールスと別に立ち居ること恰も東京現在の有様の如し、明治十九年所謂ブールス論を主張したる者の中なる或る説に「外国のブールスは一場の下に株式も商品も取引することなり日本も当に此の如くなさざる可からず」とて巴里の例に引きブールスの訳語さへ共同の二字を冠したる程なりしに、東京株式取引所派出委員が、明治二十三年三月を以て、巴里のブールスを取調べしに、却て東京風のこそ似れ、先年本国にて聞きし所とは全く相違し」

ていたと述べている。このことからして、元老院会議における岩崎内閣委員の説明も、必ずしも正確ではなかったといえるわけであるが、そうだとしても、何故にドイツベルリン取引所に倣って新条例案を起草したと説明したのであろうか。一つには当時の時勢なり、政府の態度が、自由民権抑制あるいは民論大弾圧期といわれるように、自由主義政策から統制政策へと傾斜しつつあったことと、前例として、明治7年10月の株式取引所条例が、「倫敦株式取引所ノ組織ヲ参酌、否ナ直訳シタル」¹⁰⁾もので、その政府の努力にもかかわらず、「我国独特ノ沿革ヲ無視シタルが為メニ、不幸ニシテ充分ノ効果ヲ挙グルコト能ハザリシ」¹¹⁾経験もあり、さらに新取引所条例の起草文は、ヘルマン・ロエスレルによって英語で起草されたとされている点からしても、ドイツ流の規定をもってすれば、時勢に受け入れられるとの意図があったように考えられる。それは、かの岩倉使節団の心情にてらしてもうかがえるところである。

9) 小野友次郎編纂『ブールス』明治25年7月交詢社発兌

10) 明治前期財政経済史料集成 第11巻12, 618ページ

11) 同上

2

さて、それでは「取引所条例」制定の動因は何であったか、『日本取引所法制史論』¹²⁾によると、明治15年7月23日の京城における「壬午の乱」を契機とする軍備拡張策と、そのための財源としての新税の創設（売葉印紙税・仲買人税）が政府当路の与えた動因であると指摘されている。なお軍備拡張財源としては他に煙草税・酒税の増税も重要なものであったが、とくに仲買人税は最有力財源として、百数十万円の税収が想定されていたといわれる。この仲買人税は、明治15年12月27日に新設され、翌年4月1日から施行されたが、制定の経過は後述にゆずり、新税実施に対する米商会所の反応は、堂島¹³⁾の例によると、

4月2日 晴

改正規則実施 15年12月、第65号及び第66号之公布ニ從ヒ、本日ヨリ、仲買人定期売買米国税徴収致候。而シテ売買米証拠金ノ如キモ、本日ヨリ代金高十分ノト相成候ニ付、是迄之建米ニ関スル証拠金も老割ニ引直し、余金ハ仲買人へ返付致候事。

新甫 本日ヨリ、六月限立会候処、何分仲買人国税実施之当日ナレハ、各々売買ヲ見合候ニ付、実ニ少数ニシテ、寄付ニ於テ漸ク貳拾石之売買ナリ。而シテ寄付直段ハ、6円75銭ヨリ相始リタリ

といった状態で、3月31日の3月限受渡しには、売買双方で7万3,320石、受渡直段6円93銭の盛況に比較して、寄付で僅かに20石の売買高とはさんたんたる商況である。すなわち、税金のあまりにも過重にすぎ、そのために商品流通の道を梗塞してしまったわけで、このことを憂えた伊東巳代治は、ブルス条例の立案者の一人として、条例実施にあたっての税制を如何にするかについて、『取引所収税規則法案理由書』¹⁴⁾なる一書を記述し、その中に次のように述べている。

「請フ米商会所ノ実例ニ照シテ少シク之ヲ弁ゼン。夫レ明治16年以前ニ在テ定期売買ヲナスニ、1石ノ相場ヲ5円50銭ト仮定セバ、其売買委托人ハ10石ニ付会所手数料8銭

12) 小谷勝重著 前掲書330ページ

13) 関西大学経済・政治研究所『堂島米商会所日記』(3)180ページ

14) 小谷勝重著 前掲書800ページ

8厘・仲間口銭8銭2厘5毛・合せて17銭5毛ヲ支払フニ過ギザリシニ、16年仲買人税則發布ノ後ハ、会所ノ手数料5銭5厘・仲買人税金27銭5厘・仲間口銭2厘5毛（8銭2厘5毛ノ誤りか）・合計41銭2厘5毛ヲ出サザルヲ得ズ。之ヲ右仲買人税則發布前ニ比スレバ、10石ニ付実ニ23銭7厘5毛ノ増加ヲ見ル。是ニ於テ会所ニ就テ公然売買ヲ為スモノハ頓ニ其數ヲ減ジ、更ニ仲買人若クハ会所近傍ノ家屋ニ相會シ、或ハ名ヲ若會ニ托シ、或ハ面ヲ醜集ニ粧ヒ、其實ハ窃ニ会所ノ相場ヲ標準トナシ、唯其差金ヲ以テ輸贏ヲ決シ、直ニ空相場ヲナスモノ相踵デ起リ、靡然トシテ密売買ノ弊風ヲ増長セリ。昨年税制ノ變更以來大ニ其負担ヲ輕減セリト雖モ、之ヲ16年以前ニ比スレバ、拾石ノ売買ニ付、要スル所尚多キコト7銭1厘5毛ニシテ、未ダ16年以前ノ景ニ回復セズ。夫レ商民ハ利ニ趨クコト誠ニ敏捷ニシテ、苟モ利ノアル所ハ急前直進惟後レンコトヲ恐ル。而シテ利ノ乏シキ所ハ即之ヲ忌避スルコト亦甚切ナリ。故ニ現行ノ税法ニ依テ売買ヲ為シ、果シテ其利得アラバ政府ノ特許ニ安ジ公然ノ売買ヲ喜ビ、会所ニ來會群集スベキヤ必ナリ。然ルニ之ヲ避ケ却テ法律ヲ憚ラズ、国禁ヲ恐レズ、或ハ密売ト變ジ、或ハ袂相場ト化シ危險ヲ踏テ省ミザルモノハ蓋シ自ラ好デ然ルニ非ズ、實ニ不得止ニ出ルモノアラシ。且此税ハ酒煙草等ノ有形物ニ課スルモノトハ大ニ其趣ヲ異ニスル所アリ。仍テ其売ルト呼ビ買ハント唱フルモ唯其声ノミ、其形アルニアラズ。即チ無形ナル其声ニ課スル税ヲ以テスノ是故ニ其税一朝重ニ失セバ売買者ト共ニ其声ヲ潜メ消散シ、一物ノ課税スベキモノナキニ至ルハ必然ナリ。既ニ16年収税改革後頓ニ其數ヲ減ジタルモ亦以テ之ヲ証スベシ」と。

3

それでは、一部首脳部の苦渋に満ちた苦肉の策ともいふべき 国庫充実とくに、陸海軍拡張費支出の概算表¹⁵⁾ および各種新税・増税の歳入状況¹⁶⁾をみる

第1表 陸海軍拡張費支出概算表

(明治15年12月調)

陸海軍更張費目	明治16年度	同17年度	同18年度	同19年度	同20年度
1. 新艦製造費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
2. 軍艦維持費	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000
3. 陸軍兵員増加費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
4. 東京湾砲台建築費	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
5. ……備付品費	—	—	600,000	600,000	600,000
以上5項目ノ合計	5,240,000	5,740,000	6,840,000	7,340,000	7,840,000
増税金額	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
五項費用ノ合計金額ト差引増税金ノ有餘(+) 或ハ不足(-)	(+) 2,260,000	(+) 1,760,000	(+) 660,000	(+) 160,000	(-) 340,000

と第1表より第9表のようになる。

第2表 酒類税歳入額 (単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治11年	5,100,062.646	3,502,155.000	2,050,317.677
12年	6,463,893.732	4,507,272.000	1,956,621.732
13年	5,511,335.469	5,965,029.000	— 453,693.531
14年	10,646,163.274	10,441,766.000	204,397.274
15年	16,329,623.579	10,446,956.000	5,882,667.579
16年	13,490,730.460	16,711,635.000	— 3,220,904.540
17年	14,068,132.740	16,813,612.000	— 2,745,479.260
18年	1,053,465.088	1,084,711.000	— 31,245.912

第3表 煙草税歳入額 (単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治11年	274,532.797	348,674.000	— 74,141.203
12年	269,575.263	348,674.000	— 79,098.737
13年	292,881.114	348,674.000	— 55,792.886
14年	276,332.365	348,674.000	— 72,341.635
15年	280,849.409	348,674.000	— 67,824.591
16年	2,154,211.022	974,199.000	1,180,012.022
17年	1,294,315.509	1,588,200.000	— 293,884.491
18年	905,086.963	1,283,753.000	— 378,666.037

第4表 米商会所税歳入額 (単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治11年	201,831.247	100,987.000	100,844.247
12年	241,761.845	255,000.000	— 13,238.155
13年	58,169.895	55,967.000	2,202.895
14年	210,261.620	35,967.000	174,294.620
15年	95,965.736	14,602.000	81,363.736
16年	13,270.183	69,026.000	— 55,755.817
17年	15,471.582	15,547.000	— 75.4185
18年	69,785.502	11,437.000	8,348.502

15) 明治前期財政經濟史料集成 第1卷松方伯財政論策集341ページ

16) 明治前期財政經濟史料集成 第4, 5, 6巻

第5表 米商会所仲買人税歳入

(単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治15年	36,496.633	0	36,496.633
16年	259,740.684	166,545.000	93,195.684
17年	327,811.269	193,869.000	133,942.269
18年	156,797.316	253,334.000	— 96,536.684

第6表 株式取引所税歳入

(単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治11年	7,305.731	0	7,305.731
12年	11,139.319	4,000.000	7,139.319
13年	35,388.017	2,036.000	33,352.017
14年	45,183.867	23,255.000	21,928.867
15年	46,700.603	35,388.000	11,312.603
16年	68,777.559	38,072.000	— 33,711.528
17年	3,672.103	4,545.000	— 872.897
18年	10,091.663	3,112.000	6,979.663

第7表 株式取引所仲買人税歳入

(単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治15年	16,943.325	0	16,943.325
16年	68,777.559	766,411.000	— 697,633.441
17年	66,461.870	78,312.000	— 11,850.130
18年	7,027.594	56,401.000	— 49,373.406

第8表 売薬営業税歳入

(単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治11年	74,219.225	54,446.000	19,773.225
12年	78,770.380	79,131.000	— 360.620
13年	86,041.170	65,879.000	20,162.170
14年	84,246.064	64,947.000	19,299.064
15年	89,305.529	75,990.000	3,315.529
16年	89,628.294	86,495.000	3,133.294
17年	83,244.078	86,495.000	— 3,250.922
18年	74,861.609	88,852.000	— 13,990.391

第9表 売葉印紙税歳入

(単位 円)

年 度	決 算 額 A	予 算 額 B	A — B
明治15年	275,636.513	0	275,636.513
16年	403,812.986	600,000.000	— 196,187.014
17年	280,345.105	470,000.000	— 189,654.895
18年	207,265.847	244,863.000	— 37,597.153

以上、8項目（14年度は5項目）の毎年の決算額を集計すると第10表のように、14年度に比較して、15年度は5,909,302円余、16年度は5,286,730円余、17年度は4,877,235円余の増収になっている。

第10表

年 度	決 算 額 合 計 (円)
明治14年	11,262,218.719
同 15年	17,171,521.327
同 16年	16,548,948.747
同 17年	16,139,454.256
同 18年	2,484,381.582

しかしながら予算額と決算額の差額をみると、酒造税は、第2表の15年度予算額1,044万余円に対して決算額1,632万余円で588万余円の増収になっているが、16年度には630万余円増額された1,671万余円の予算額に対して決算額は1,349万余円で322万余円の減収である。17年度、18年度についても決算額は予算額に達していないが、14年以降の松方財政のデフレ政策にもかかわらず、抵抗する全国酒屋会議を弾圧してまで強行した酒造税の増税はそれなりに成果をおさめたといわなければならない。

煙草税については、第3表の15年度までは毎年の予算額34万余円に決算額は達していなかったが、16年度は97万余円の予算額に対して決算額215万余円で118万余円の増収になっている。

仲買人税は、米商会所の16年度16万余円の予算額に対して25万余円の決算額で9万余円の増収、株式取引所は76万余円の予算額に対して決算額は僅かに6万余円、70万円の見込み違いである。このように、200万円以上の増税額が見

込まれたといわれる新税は、この時点では所期の目標額に達していない。

売薬印紙税にしてもそうである。16年度予算額60万円に対して40万余円の決算額、17年度は47万円と予算額を減額したにもかかわらず、前年の決算額にも達しない28万余円の歳入におわっている。

ちなみに、16年5月22日東京横浜毎日新聞¹⁷⁾の報ずるところによれば、「印紙貼用の痛事で富山の売薬屏息——毎年夏季に至れば、越後の薄荷売及び越中富山の売薬行商が陸続として出京するに、本年は売薬行商の鑑札引換の期限なるにや、又印紙貼用規則の発行ありたる故にや、昨年に比すれば出京の行商は殆んど半減なりとぞ」と、売薬業者は深刻な影響を蒙っている。

その深刻さは、米商会所、株式取引所においても同様である。横浜取引所の如きは16年4月以来既に銀貨取引所を休業し、納税負担にたえずと歎願書を提出したとも伝えられ、半身不随の状態の下で、9月現在、70名の取引員中20余名が他業に転業し、20名は除名を申し出て、現員20余名、兜町・蛸殻町2会所が合併した東京米商会所でも9名の廃業者を出したことが報じられている¹⁸⁾。

4

明治15年12月14日、元老院会議においては、同月8日、11日の酒造税則改正議案の審議にひきつづいて、米商会所並株式取引所仲買人納税規則制定の議案に関する第一読会を開いた。36名中22名議員の出席をえて、議長佐野常臣、禁傍聴で会議がすすめられた。例にならって書記官の議案朗読につづいて、内閣委員参事院議官安場保和の提案理由説明がなされたが、説明は極めて簡略であった。即ち、

「本案ヲ制定サレシハ参事院議長ノ奏議ニ具陳スル所ノ理由ニ外ナラス 即チ当時国家起スヘキ事業ノ要件多端ナルヲ以テ 之ニ応スルノ費用ニ充テシカ為メ 米商会所并株式取引所仲買人ニ課税セハ若干ノ金額ヲ得ヘク且其課税タ

17) 「新聞集成明治編年史」第5巻301ページ

18) 「新聞集成明治編年史」第5巻287, 295, 350ページ

ルヤ敢テ民情ニ背馳スルニアラサルヲ以テナリ云々」¹⁹⁾

との説明で、「当時国家起スヘキ事業ノ要件」とは軍備拡張であり、その財源として、公衆の利便を考えない博奕同様の取引に従事する仲買人に課税すべし、酒・煙草などとは異なり、直接消費者にかかわるものではなく、したがって民情に背馳しない、むしろ歓迎されるであろうとの政府当局の態度が察知される。

さて本案に関して、会議中の発言者は僅かに8名である。最初の質問は津田真道によって発せられた。津田は、先に米商会所廃止の意見書に賛意をのべた手前、自分の発言に前後矛盾するところのあることを知りつつ、「既ニ酒造税則ノ改正其他目下増税ヲ要スルノ条件多端ナルノ際已ムヲ得ス亦之ヲ賛成スル」²⁰⁾との意見をのべた。

ついで箕作麟祥が発言し、「本官モ同ク国庫ヲ充タス為メニ已ムヲ得サル増税ナルヲ以テ、本案ノ大体ヲ賛成ス 盖シ酒類ノ税率モ増加シタレハ米商会所株式取引所ニ増税スルハ素ヨリ不可アルコトナシ 論者或ハ米商会所ハ賭博ニ均キ性質ヲ具フル者ナルニヨリ廃止シテ可トスル云フヘシト雖モ能ク之ヲ考究スルトキハ亦必スシモ社会ニ益ナシト云フヘカラス」²¹⁾と、理解のあるがよような発言ではあるが、本音は、「勿論道德上ヨリ之ヲ論スレハ僥倖心ヲ起シ破算ノ弊ヲ醸ス者ナルヲ以テ之ヲ廃止シテ可ナルカ如シト雖モ彼ノ酒煙或ハ人寄席貸坐舗ノ如キ 社会ニ於テ緊要ナラサルモノモ尚ホ禁止スルコト能ハサルヲ以テスレハ 此米商会所等ハ之ヲ現存シ国庫ノ空乏ニ遇フニ方リテハ 正当ナル地租等ヲ増サンヨリハ寧ロ此ノ如キ善悪不定ノ性質アルモノニ課税スルハ尤モ其当ヲ得タリ」²²⁾と。取引所は善悪不定であるといいながら必要悪であるとまではせず、やはり廃止論からでたものである。

19) 『元老院会議筆記』前期 第15巻1529ページ

20) 『同会議筆記』1529ページ

21) 『同会議筆記』1529ページ

22) 『同会議筆記』1530ページ

ついで、楨村正直・神田孝平と発言がつづくが、神田の発言は計数にあかるく極めて興味深い。そこで冗長をいわず全発言を記すと、「先般来下付セラレシ増税議案ハ皆已ムヲ得ス左祖シタレトモ 本案ハ中心喜ンテ之ヲ賛成スルナリ 蓋シ現行法ハ千円ノ売買約定ヲナスニハ証拠金二百円ヲ預ケ更ニ手数料若干ヲ納メタレトモ 本案ハ証拠金百円ヲ出シ税金五円手数料二円ナレハ 即チ千円ノ売買ヲナスニ百七円アレハ足レリトス 之ヲ現行法ノ千円ヲ売買スルニ二百四円ヲ要スルニ比スレハ五円ノ税金ハ百円ノ利足ト見做シ自然ニ湧出スルノ姿トナルヲ以テ売買者ノ營業ヲ為シ易キヤ想フヘキナリ 某議官ハ証拠金ヲ減セハ取引上ニ危キナカランカト論スレトモ是レ介意ヲ要セザラン 元來十分ノ一ナリシヲ十分ノ二トセシハ買盛ルヲ抑スル為メ 即チ実売買ニ影響ヲ及ホスノ弊アリシヲ以テナルヘキモ其實際ノ取引ニ於テハ 十分ノ一ニテ充分ナラント信ス本案ノ如キハ実ニ奇々妙々ニシテ 納税者モ知ラス識ラス増税ノ為メニ便ヲ得ルノ道理ヲ具フルモノトス 若シ夫レ米商会所ノ道徳上ニ害フル如何ノ如キハ古今ノ一大問題ニシテ 敢テ今日ニ始マルニモアラサレハ 此等ノ事ハ静ニ之ヲ議到シテ可ナリ」²³⁾と。

なるほど、1,000円の売買約定には100円の証拠金と、売買双方から1000分の5の仲買人税5円と1000分の2の手数料2円で107円あればよい。それにしても、実際はすでに前掲した伊東巳代治の『取引所収税規則法案理由書』にみられるとおり、会所手数料を1000分の1としても、仲買人税1000分の5、仲買人口銭1000分の1.5の合計1000分の7.5の掛りがあり、旧法の会所手数料10,000分の1.6、仲買人口銭10000分の1.6合計10000分の3.2に比すれば、10000分の71.8の掛り増になる。神田の論は、まさに数字の魔術あるいは数字で嘘をつく法にも等しい粗雑な論議である。おそらく神田は、地租改正の当事者であり、激しい農民の抵抗にあった地租の苦い経験もあり、箕作の述べたように「正当なる地租等を増さんよりは、善悪不定の性質あるものに課税するは尤も当を得た

23) 『同会議筆記』1532ページ

り」とする意見をふまえて、心からこれを喜び、奇々妙々の方策として賛辞をおくっている。

津田真道が再度発言してこの税則によって収める総税額は、現今の大蔵省予算では1, 2万円にすぎないが、どれ程の見積り額かをただしたに対し、鈴木利亨内閣委員は、「是等ハ皆将来ノ税額ニ係ルヲ以テ固ヨリ確答シ難ント雖モ其現行税ニ比スレハ則チ二百万円許ヲ増加スヘシトノ考察」²⁴⁾と答弁している。

この答弁に関連して、後刻発言した柴原和は、「本案ヲ賛シテ妙理ノ課税法ナリト云ヘリ其レ然リ」, 「(津田また) 賛嘆已マサル」, 「願クハ巨額ヲ収メテ軍実ヲ張ルノ用ニ供シ、且国庫欠乏ヲ充シ而シテ些細ノ諸税ヲ顧ミサランコトヲ」, 「本年米商会所ノ取引売買額ハ一億余万円、金銀貨ハ九億万円ニシテ凡ソ六百万円ヲ収税スヘキ理ナリ 此理ニ由レハ明年ハ必ス二百万円ヲ収ムヘシト 是レ最下限ヲ目的トシタル想像上ノ予算ニシテ本官ハ即チ六百万円ヲ超ルモ決テ減スルコトナカルヘシト信ス 苟モ年々六百万円ヲ得ハ年々一百万円ノ軍艦六隻ヲ造リ外国対峙ノ良媒ヲナスモノトス云々」²⁵⁾し、さらに税率を増加するよう修正を申し出た程である。

これに対して渡辺洪基は、「本案ヲ発スレハ収税六万百円ヲ得テ海陸軍拡張ノ援助ヲナスヘシトシテ之ヲ可トスルニアラス 唯投機商等此重税ニ堪ヘス自然ニ跡ヲ蔵ムヘシ」²⁶⁾と。同じように、鍋島幹も「米商会所株式取引所ノ利害得失ニ就テ之ヲ云ハ、本官ハ其害ヲ見テ利アルヲ見ス」²⁷⁾との態度から賛成し、軍備拡張論を力説しないまでも、国庫の空欠を充す必要からと、米商会所、株式取引所の自滅をまつ方法として、あるいは廃止論の立場からそれぞれの意見を述べ、翌15日に開かれた第二読会において賛否を問われた。

「米商会所株式取引所仲買人納税規則」第1条米商会所仲買人定期売買ニ関する案件は、出席者24人中、同意者22人、第2条株式取引所仲買人に関する案

24) 『同会議筆記』1534ページ

25) 26) 27) 『同会議筆記』1535ページ

件は同意者23人，その他関連の諸条についても，いずれも過半数以上の同意を得て可決上奏されることになった。

さて，仲買人税の創設は，すでに見たとおり当初においては政府予期の税収をあげたが，次第に減少し，ついには実施期間2年半にして，明治18年8月21日，東京株式取引所頭取らの上願により，同年11月28日，仲買人税廃止，取引所税の減額の結果をみるにいたる。大阪堂島米商会所でも当時のあわただしく緊張した様子を『会所日記』²⁸⁾に散見することができる。

たしかに，好況期には，米商会所は手数料，仲買人は取引口銭を相応に得ることができたであろうが，不況期には取引が減少し，双方共に収入利得は減少する。しかも新税の課税負担はさらに取引の減少につながり，仲買人は自己の利益を維持保全するためには，取引所手数料の支出と納税をのがれることを考え，密売買，吞行為にはしる。会所側は収入の減少をこの仲買人の不正行為に因ると判断し，仲買人の取締りを厳重にする。あるいは警察による大量検挙にも結果し，仲買人はこれを会所の営利組織の弊害と批難する。このことは前述のとおり，伊東巳代治によって，すでに指摘された通り，税金の過重にすぎ，ために商品流通の道を梗塞したことによって生起した現象といわなければならない。

思うに，米商株式仲買人税の創設に関する元老院会議において，主だった発言者のうち3人は，少なくともわが国経済学の先駆者としてあげられる人びとである。すなわち津田真道は，幕府第1回の留学生として，オランダはライデン大学において，シモン・フィッセリング博士から「経済学」を学んだ人であり，神田孝平は，慶応3年，ウィリアム・エリス著『経済小学』を翻訳出版し，箕作麟祥も，フランスに留学した民法学者とはいえ，アメリカの A. L. Perny 著の『官版経済原論』なる翻訳書がある。いずれも自由主義経済学をわが国に導入した人びとであるが，福沢諭吉・田口卯吉とちがって，取引所の

28) 堂島米商会所日記(4)100~106ページ

無用論を述べる立場にたったのは何故なのか、誠に興味深い問題である。いずれ稿を改め、取引所をめぐる諸家の論説をとりまとめる考えである。